

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年3月26日 12時24分ごろ
発生場所	沖縄県金武中城湾新港地区東ふ頭南方沖 金武中城湾中城新港西防波堤東灯台から真方位331°555m付近 (概位 北緯26°18.7′ 東経127°51.9′)
事故の概要	搭載艇第2作業艇は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年3月29日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	搭載艇 第2作業艇、8.5トン（排水量） なし、防衛省
乗組員等に関する情報	艇長、操縦小型1級（防衛省基準）（一級小型船舶操縦士相当）
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼及びプロペラガードに変形及び折損、舵に傾斜
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、掃海母艦うらがの搭載艇で、艇長ほか3人が乗り組み、中城湾新港地区東ふ頭南南東方沖に錨泊中の同艦の乗組員を同ふ頭へ移送した後、同艦に帰艦する目的で同ふ頭を出航した。 本船は、南南東進中、艇長が、北北西進する別の作業艇を視認し、同艇が右転して左舷対左舷で通過できると思い、約7ノットの対地速力で航行を続けたが、その後、同艇との距離が近いと感じて右転し、右舷方にあった浅瀬に乗り揚げた。 艇長は、右転する際、右舷方の浅瀬の存在を認識していたが、同艇を避けてからすぐに元の針路に戻せば乗り揚げることはないと思っていた。 本船の喫水は、約0.6mであった。
分析	本船は、南南東進中、別の作業艇との距離が接近した際、艇長が、右舷方の浅瀬の存在を認識していたものの、すぐに元の針路に戻せば乗り揚げることはないと思い、右転したことから、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が南南東進中、別の作業艇との距離が接近した際、艇長が、右舷方の浅瀬の存在を認識していたものの、すぐに元の針路に戻せば乗り揚げることはないと思い、右転したため、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・相手船の動静が不明瞭な場合は、余裕のある時期に警告信号を行うなどし、互いに接近しないようにすること。
- ・周囲に浅瀬が存在する海域を航行中に他船を認めた場合、浅瀬で避航可能な範囲が限られることがあるので、可能な限り接近しないよう距離に余裕を持った操船を行うこと。